

後期高齢者医療保険の被保険者の皆さんへ

－ 令和6年度 健康診査 －

美深町では後期高齢者医療保険に加入している方(75歳以上の方など)の健康診査を実施しています。病気の予防、病気を悪化させないためには、定期的な健診が重要です。いくつになっても元気でいきいきと過ごすために、年に1回は健診を受けて健康管理に努めましょう。



■対象者

後期高齢者医療保険に加入している方(75歳以上の方など)

■健診場所・日程(①または②のいずれかの方法で受診できます)

① 集団健診～場所：役場保健センター → 令和6年6月25日～6月28日
令和6年10月24日～10月25日

② 個別健診～場所：指定医療機関【美深厚生病院・旭川厚生病院】
→ 予約・詳細については各病院へ直接お問い合わせください。



■健診料・健診内容

基本健診料 無料

問診、身体計測、血圧測定、血液検査(血糖・肝機能・血中脂質)、尿検査(腎機能)、心電図、眼底 など



■持参するもの

被保険者証、受診券(3月下旬に郵送します)

詳しくは、4月のかいらんでお知らせします。

健康なあなたも
治療中のあなたも 『年に1回は健診を受けましょう!』

問合せ先：住民生活課生活環境グループ国保医療係 TEL・防 2・1614 / 北海道後期高齢者医療広域連合 TEL011・290・5601

年金窓口から

誕生日の3カ月前に
年金請求書が届きます

年金請求の漏れを防ぐために、年金を受け取る権利が発生する方を対象に、年金受給年齢の「3カ月前」になると日本年金機構から氏名、住所、年金加入記録などをあらかじめ印字した「年金請求書」が本人宛に送付されます。

年金請求書が事前に送付されるのは、年金の加入記録などの確認に要する期間として3カ月程度必要としているためです。

「年金に関するお知らせ」が届いたら

年金の受給に必要な加入期間が未確認の方や老齢厚生年金の受給開始が61歳以降になる方に、日本年金機構から「年金に関するお知らせ」が60歳になる3カ月前に送られてきます。加入記録などに漏れがないか確認をお願いします。

「カラ期間」について

老齢基礎年金などの受給資格期間をみる場合に、期間の計算には入れるが、年金額には反映されない期間です。年金額に反映されないため、いわゆる「カラ期間」と呼ばれ、主に次の期間が対象となります。

- 昭和61年3月以前に、国民年金に任意加入できる方が任意加入しなかった期間
- 学生であった平成3年3月以前に、学生であるため国民年金に任意加入しなかった期間
- 昭和36年4月以降海外に住んでいた期間

カラ期間があると思われる方は、年金の受給権に結びつくこともありますので、旭川年金事務所へご相談ください。

■問合せ先

旭川年金事務所
TEL 0166・25・5606

住民生活課
生活環境グループ
戸籍年金係
TEL 2・16613
防 2・16614